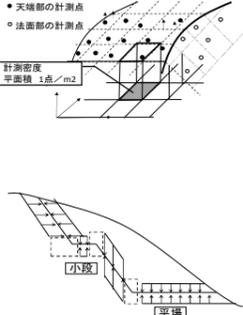
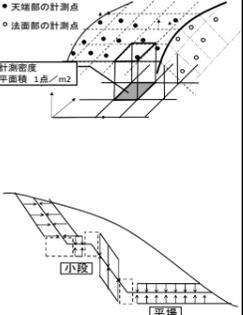
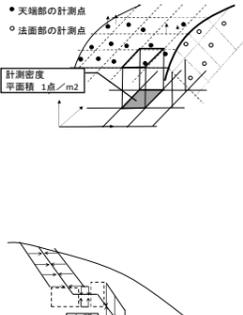
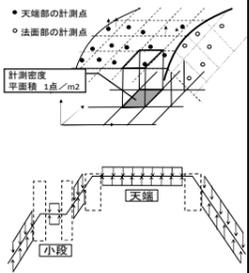
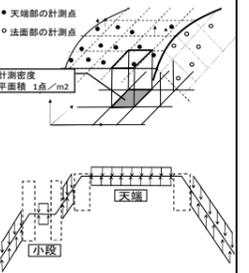
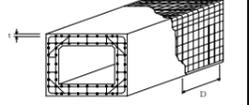
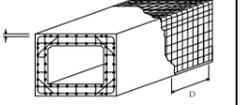
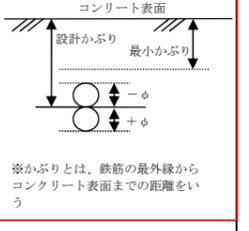
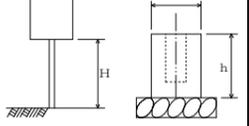
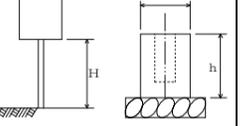


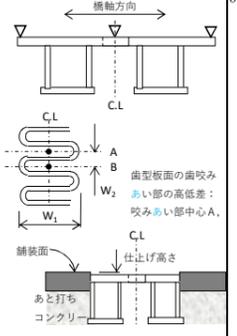
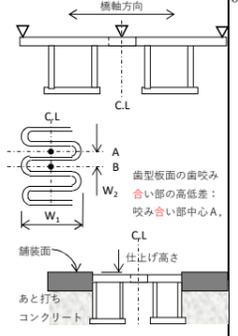
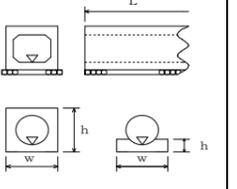
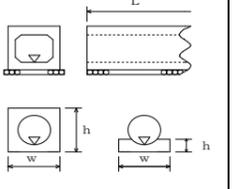
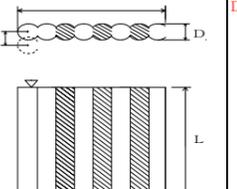
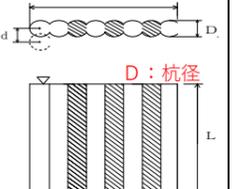
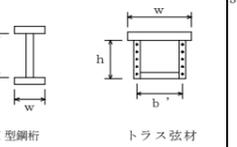
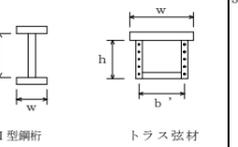
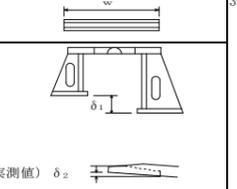
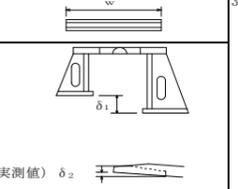
出来形管理基準及び規格値(案)

現行 (令和4年版)										改定案 (令和5年版)										改定理由			
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共通 編	2 土工	3 河川 土工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平場	標高較差 ±50	個々の計測値 ±150	 <p>天端部の計測点 法面部の計測点 計測密度 平面積 1点/m²</p>	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>	1 共通 編	2 土工	3 河川 土工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平場	標高較差 ±50	個々の計測値 ±150	 <p>天端部の計測点 法面部の計測点 計測密度 平面積 1点/m²</p>	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>	1-2-3-2	摘要追加
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差 ±70	±160										法面 (小段含む)	水平または 標高較差 ±70			±160	
						1 共通 編	2 土工	3 河川 土工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工									2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			平場	標高較差 ±50
法面 (小段含む)	水平または 標高較差 ±70	±300		法面 (小段含む)	水平または 標高較差 ±70				±300														
1 共通 編	2 土工	4 道路 土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)				平場	標高較差 ±50	個々の計測値 ±150	 <p>天端部の計測点 法面部の計測点 計測密度 平面積 1点/m²</p>	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>	1 共通 編	2 土工	4 道路 土工				2	2	掘削工 (面管理の場合)	平場
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差 ±70	±160		法面 (軟岩I) (小段含む)	水平または 標高較差 ±70						±330						

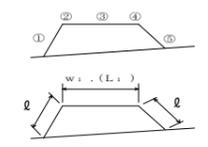
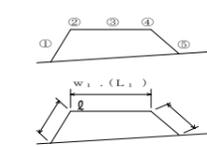
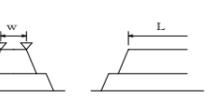
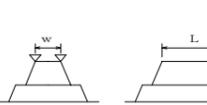
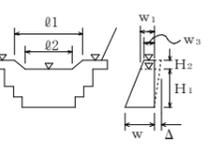
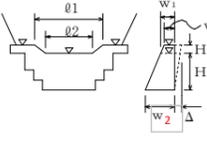
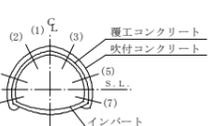
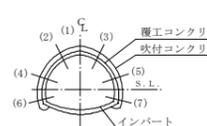
出来形管理基準及び規格値(案)

現行 (令和4年版)										改定案 (令和5年版)										改定理由						
単位: mm										単位: mm																
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要			
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3	2	路体盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	±50	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			1 共通編	2 土工	4 道路土工	3	2	路体盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	±50	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-3 1-2-4-4	摘要追加
					路面盛土工 (面管理の場合)	法面 (小段含む)	標高較差	±80										±150	±190							
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$			1-3-7-4	1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$			1-3-7-4	測定箇所追加		
						かぶり t	設計かぶり±φかつ 最小かぶり以上	D: n本間の延長 n: 10本程度とする φ: 鉄筋径	D: n本間の延長 n: 10本程度とする φ: 鉄筋径																	
<p>工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計編:標準7編2章2.1)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(IIIコンクリート橋・コンクリート部材編5.2)による。</p> <p>注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。</p> <p>注2) 橋梁コンクリート床版(PC橋含む)の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。</p> <p>注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する。</p>										<p>工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計編:標準7編2章2.1)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(IIIコンクリート橋・コンクリート部材編5.2)による。</p> <p>注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。</p> <p>注2) 橋梁コンクリート床版(PC橋含む)の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。</p> <p>注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する。</p>																
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	6		小型基礎工	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基			3-2-3-6	3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	6		小型基礎工	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基			3-2-3-6	誤字		
					基礎	幅w (D)	-30	基礎1基毎																		
						高さh	-30																			
						根入れ長	設計値以上																			

出来形管理基準及び規格値(案)

現行 (令和4年版)										改定案 (令和5年版)										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ 据付け高さ 橋軸方向各点 誤差の相対差 表面の凹凸 歯型板面の歯咬み合い部の 高低差 歯咬み合い部の縦方向間 隔W ₁ 歯咬み合い部の横方向間 隔W ₂ 仕上げ高さ	±3 3 3 2 ±2 ±5 舗装面に対し 0～-2	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点 歯型板面の歯咬み合い部の高低差 歯咬み合い部の縦方向間隔W ₁ 歯咬み合い部の横方向間隔W ₂ 仕上げ高さ		3-2-3-24	3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ 据付け高さ 橋軸方向各点 誤差の相対差 表面の凹凸 歯型板面の歯咬み合い部の 高低差 歯咬み合い部の縦方向間 隔W ₁ 歯咬み合い部の横方向間 隔W ₂ 仕上げ高さ	±3 3 3 2 ±2 ±5 舗装面に対し 0～-2	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点 歯型板面の歯咬み合い部の高低差 歯咬み合い部の縦方向間隔W ₁ 歯咬み合い部の横方向間隔W ₂ 仕上げ高さ		3-2-3-24	測定箇所の文
3	2	3	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高▽ ※幅w ※高さh 延長L	±30 -50 -30 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。 1施工箇所毎		3-2-3-28	3	2	3	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高▽ ※幅w ※高さh 延長L	±30 -50 -30 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。 1施工箇所毎		3-2-3-28	誤植
3	2	10	10		地中連続壁工 (柱列式)	基準高▽ 連壁の長さℓ 変位d 壁体長L	±50 -50 D/4以内 -200	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9 D:杭径	3	2	10	10		地中連続壁工 (柱列式)	基準高▽ 連壁の長さℓ 変位d 壁体長L	±50 -50 D/4以内 -200	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9	文字の場所
3	2	12	1	2	鋳造費 (大型ゴム支承工)	幅w長さL直径D 厚さt 相対誤差	w, L, D ≤ 500 500 < w, L, D ≤ 1,500mm 1,500 < w, L, D t ≤ 20mm 20 < t ≤ 160 160 < t w, L, D ≤ 1,000mm 1,000mm < w, L, D	0～+5 0～+1% 0～+15 ±0.5 ±2.5% ±4 1 (w, L, D)/1,000	製品全数を測定。 平面度:1個のゴム支承の厚さ(t)の最大相対誤差 詳細は道路橋支保便覧参照 t D	3-2-12-1	3	2	12	1	2	鋳造費 (大型ゴム支承工)	幅w長さL直径D 厚さt 相対誤差	w, L, D ≤ 500 500 < w, L, D ≤ 1,500mm 1,500 < w, L, D t ≤ 20mm 20 < t ≤ 160 160 < t w, L, D ≤ 1,000mm 1,000mm < w, L, D	0～+5 0～+1% 0～+15 ±0.5 ±2.5% ±4 1 (w, L, D)/1,000	製品全数を測定。 平面度:1個のゴム支承の厚さ(t)の最大相対誤差 詳細は道路橋支保便覧参照 t D	3-2-12-1	改行
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	部材精度 フランジ幅w(m) 腹板高h(m) 腹板間隔b'(m)	±2... w ≤ 0.5 ±3... 0.5 < w ≤ 1.0 ±4... 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)... 2.0 < w	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き 取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-2-12-3	3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	部材精度 フランジ幅w(m) 腹板高h(m) 腹板間隔b'(m)	±2... w ≤ 0.5 ±3... 0.5 < w ≤ 1.0 ±4... 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)... 2.0 < w	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-2-12-3	改行を削除
3	2	12	5		鋼製伸縮継手製作工	部材 部材長w(m) 仮組立時 組合せる伸縮装置との高さの差δ1(mm) フィンガーの食い違いδ2(mm)	0～+30 設計値 ±4 ±2	製品全数を測定。 両端部及び中央部付近を測定。		3-2-12-5	3	2	12	5		鋼製伸縮継手製作工	部材 部材長w(m) 仮組立時 組合せる伸縮装置との高さの差δ1(mm) フィンガーの食い違いδ2(mm)	0～+30 設計値 ±4 ±2	製品全数を測定。 両端部及び中央部付近を測定。		3-2-12-5	スペース削除

出来形管理基準及び規格値(案)

現行(令和4年版)										改定案(令和5年版)										改定理由																	
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	概要															
7	河川	2	5	2	捨石工	基準 ▽ 高	異形ブロック 据付面(乱積)の 高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法屑。 	7-2-5-2	7	2	5	2	捨石工	基準 ▽ 高	異形ブロック 据付面(乱積)の 高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法屑。 	7-2-5-2	スペース削除																
						異形ブロック 据付面(乱積)以 外の高さ	±300	異形ブロック 据付面(乱積)以 外の高さ								±300																					
						法長ℓ	-100	法長ℓ								-100																					
						天端幅w ₁	-100	天端幅w ₁								-100																					
						天端延長L ₁	-200	天端延長L ₁								-200																					
7	河川	2	5	5	海岸コンクリートブ ロック工	基準 ▽ 高	(層積)ブ ロック規格 26t未満	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長は、センターラインで行う。 	7-2-5-5	7	2	5	5	海岸コンクリートブ ロック工	基準 ▽ 高	(層積)ブ ロック規格 26t未満	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長は、センターラインで行う。 	7-2-5-5	スペース削除																
						(層積)ブ ロック規格 26t以上	±500	(層積)ブ ロック規格 26t以上								±500																					
						(乱積)	±ブロックの高さの1/2	(乱積)								±ブロックの高さの1/2																					
						天端幅w	-ブロックの高さの1/2	天端幅w								-ブロックの高さの1/2																					
						天端延長L	-ブロックの高さの1/2	天端延長L								-ブロックの高さの1/2																					
8	砂防	1	9	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	水 通 し 部	堤高▽	±50	1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。 	8-1-9-5	8	1	9	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	水 通 し 部	堤高▽	±50	1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。 	8-1-9-5	脱字														
								長さℓ ₁ , ℓ ₂	±100										長さℓ ₁ , ℓ ₂	±100																	
								幅w ₁ , w ₃	±50										幅w ₁ , w ₃	±50																	
								下流側倒れ△	±0.02H ₁										下流側倒れ△	±0.02H ₁																	
								袖 部	袖高▽										±50	袖高▽				±50													
									幅w ₂										±50	幅w ₂				±50													
									下流側倒れ△										±0.02H ₂	下流側倒れ△				±0.02H ₂													
								10	道路										6	4				3	吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。 施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)および断面変化点の検測孔を測定。 注)良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準(構造編)」という地盤等級A又はBに該当する地盤とする。 	10-6-4-3	10	6	4	3	吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。 施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)および断面変化点の検測孔を測定。 注)良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準(構造編)・同解説」にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。 	10-6-4-3	脱字